

平成22年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年6月11日 9時29分			議長	坂口久信
	閉会	平成22年6月11日 13時39分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	2番	山口 嚴	3番	平古場 公子	5番	牟田 則雄
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	新宮 善一郎		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	每原 哲也	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	井田 光寛		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年6月11日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 報告第1号 平成21年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第2号 平成21年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第41号 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第43号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第44号 平成22年度太良町営火葬場電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第45号 平成22年度太良町営火葬場機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第46号 平成22年度太良町営火葬場火葬炉設備新設工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第47号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第48号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第49号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第50号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 閉会中の付託事件について
- （追加日程）
- 日程第21 議案一括上程
町長提案 議案第51号～議案第52号
町長の提案理由の説明
- 日程第22 議案第51号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の

限度について

- 日程第23 議案第52号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 日程第25 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第26 意見書第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第27 意見書第7号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の提出について

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る3月の定例会で、各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

改めまして、皆さんおはようございます。議長の命によりまして、去る3月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について報告をいたします。

平成22年度もスタートして、はや2カ月を経過いたしました。100年に一度とも言われる不況風が吹き荒れる中で、本町の主力産業であります農林漁業の状況は、販売不振による価格低迷で、厳しさの中で一段と落ち込み、地域経済の再生が喫緊の課題となっております。平成22年度太良町予算も、一般会計5,304,000千円、8つの特別会計3,443,203千円、予算総額8,747,203千円となっており、前年比487,348千円の増額となっている予算が成立いたしました。

今回、本委員会は、町立太良病院が人心一新のもとに経営形態を見直し、本格的改革元年になることを踏まえて所管事務調査をいたしました。町立太良病院も、平成18年4月に新築オープンして、早くも4年の歳月が流れました。地域医療の中核病院としての役割と健全経営の期待を背負ってのオープンでありましたが、平成19年度町立太良病院事業会計決

算報告書では、予算額に対し、病院事業収益187,970,121円、訪問看護ステーション事業収益2,676,760円、介護保険事業収益7,672,822円、合計195,319,703円のマイナスになり、19年度の純損失130,730,070円、18年度の繰越欠損金382,728,887円、19年度未処理欠損金513,465,968円の損益計算書となったことから、対策の手始めに、総務省による自治体病院経営アドバイザー派遣事業を運よく受けることができました。

アドバイザーの指摘内容の結論として、このままでは、今後、四、五年のうちに壊滅的狀態になるかもしれない。傷が浅いうちに立て直しを図る必要があるということから、議長を委員長とする改革委員会が設置され、経営アドバイザーの結果報告を踏まえて改革に向けたプランの策定が始まり、経営形態を企業会計法の全部適用へ移行することで、事務職員の民間人登用、給与体系の見直し等々課題を明確化し、22年度から新体制に順次移行するよう努力されていると思います。

本格的改革に向けて、3月議会に議案第7号から議案第10号までの病院改革関連4議案が可決されました。本委員会の調査目的は、新たな病院長兼事業管理者に経営に対する権限と責任が移ることから、経営に対する姿勢、医療確保の実態、医師確保の実態、給与体系、クレーム処理、人材育成、救急告示病院の体制整備と使命等々について意見交換を行いました。新体制から間もなく課題の調整と改革に向けての工程表の作成中でありましたが、改革はまず人の意識からと言われますが、新体制へ移行した利点を十分生かし、経営意識と組織整備を急がれることを強く要請いたしました。

次に、教育予算の中で、平成23年度大浦小学校管理教室棟の建設に向けた設計委託料25,000千円と、多良小学校管理教室棟耐震補強工事費30,362千円、多良中学校管理教室棟耐震補強工事費28,002千円が、前年度に続き予算が成立いたしました。予算執行を前に現地を踏査して現状の実態を把握することで、将来展望を生かし、過去の反省を踏まえて禍根を残さない、より多面的な視点から、理想に近い形で予算執行がなされるために、教育現場を交えて意見を交換いたしました。

本委員会は数回にわたり、確実に進行している人口減少に向けた話し合いを続けてまいりました。小学校2校、中学校2校、分校1校の将来展望として、適正配置、適正規模の観点から所管調査を実施しましたが、特に校舎建設関連予算は約30年ぶりのことでもあり、対象の管理教室は、37年大浦水害直後に急造された建物で耐力度がなく、改築について異論はないにしても、将来、多目的に使えるような位置、規模等々を設計に限りなく生かすことが今回のねらいでもありました。

コンクリートから人への成長戦略を掲げて政権交代した鳩山政権も、わずか8カ月の短命に終わりましたが、いずれにせよ、地方分権の流れの中で地域主権戦略が推進されることであり、地域のことは地域で決める制度改革の確立を見据えながら、町財政の所要の財源を確保することで、町民の安全と安心を守るとともに、疲弊している町経済を支え、地域活動を

回復させていくことの基本理念に立ち、予算執行の合理化に努めることが肝要と思います。

そのような意味から、議会改革は分権改革の流れの中で論をまたないところであり、より機能を強化し、真に執行機関と車の両輪として、前進的な議論の場にすることこそ町民の負託にこたえることであり、町勢の発展につながると信じております。その一助として、委員会活動をより充実するよう、新たな活動に道筋をつけるよう心がけ、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第1号 平成21年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

報告第1号 平成21年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 報告第2号 平成21年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

ページ数では5-3の保健体育費の町営野球場内野改修事業のところ、これは内野のどいう、簡単にどういった補修で、いつごろの予定なのかですね。それで、4年ぐらい前、1回したと思うんですけど、そこら辺の……（発言する者あり）6年ということですので、

もうそぎゃんせんばらんとかなて、工事のミスのなかったか、そこら辺を聞きます。

○町長（岩島正昭君）

後段につきまして、私のほうから御説明を申し上げます。

確かに、野球場につきましては平成16年だったと思います。16年度に改修をやっております。その後に、平成18年度に台風13号が来まして、有明海を直撃いたしております。その足で、皆さんたちも御存じのとおり道越の環境広場の真砂土が流れてしもうて、バラスも入れて整備をやっているわけですけれども、その当時に、太良球場のほうも2年後の台風で黒土の表土が流れてしもうとるわけですね。それで、外野と内野の差が20センチぐらいできて、中学生等あそこを利用していただく方々から、ある程度整備をしておりましたけれども、今回、交付金事業もありまして、県体の会場が今度、太良、嬉野、鹿島でありますから、この際、もう正式にぴしゃっと整備をしようということで、今回計上したところでございます。

だから、この工事の云々じゃなくして、台風が有明海を直撃してまともに来たもんだから、黒土の表土が流れてしもうて、外野の芝のところはそがん流れとらんとですけれども、内野だけが流れてしもうて、もう表土が薄くなったということで、今回上げさせていただいたということでございます。

内容的には、また担当課長から説明させます。

○社会教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

改修の内容でございますけれども、内野部分の土に約10センチほどの表土の入れかえを計画いたしております。それから、先ほど、流れるということもございますので、一番ダッグアウト側のほうの傾斜を緩やかにするために、土どめといいますか、傾斜を少し緩やかにしたいということで、後方を少し緩やかにするという事で考えております。

それから、いつごろかということでございますけれども、大体8月の施設の利用状況等を勘案しながら決定していきたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

表土の10センチぐらいで、表土だけのようにちょっと聞こえましたけど、もうこの際、中からしたが水はけ、そして町長から答弁いただいたんですけど、前も台風は来ているんですよ。それで、そこまではなかったと思うんですよ。基礎からちょっと余りようしてなかったのかなという考えは持っているんですよ。そいけん、この際、水はけも一回点検したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○社会教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

今度の工事につきましては十分その辺を、設計については、ちょっと詳しくは私のほうも

あれですけども、設計のほうにはそういう水はけの問題、それから、特に泥の流れ出しと
いいますか、その辺が今まではちょっと顕著でしたので、今度の改修によってその辺の是正
をしたいとは考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

もし余裕があれば、水はけ、基礎からもう一回見直していただいて、確実にできるように
お願いします。

○3番（平古場公子君）

5-1の子ども手当についてお尋ねいたします。

いいか悪いか定かではありませんが、いよいよ子ども手当が始まりまして、太良町はきょ
う振り込みがなされるということですけど、中学生までの子供が一番多い家庭で何名、対象
の子供がいるところ。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどわかったらお教えいたします。

○6番（川下武則君）

ついでじゃないですけど、関連です。この子ども手当システム導入委託料なんですけど、
3,591千円もあつとばってんですよ、子ども手当とは別にこれは、国のほうからこの導入を
する時には支給があるとですか。まず、それからお願いします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

この繰越明許費の繰越計算書にありますように、全額、国庫支出金で賄うということでご
ざいます。

○6番（川下武則君）

それと、この通学路防犯灯、同じ5-1の一番上のところにありますけど、これは300千
円計上してありますけど、場所はどちらですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

栄町の終点のところから太良高校に向けて、あそこの周辺の道路一帯にLEDの防犯灯を
設置するというので、今回、繰越明許費の計算書に上がっている状況でございます。

○6番（川下武則君）

実は、私は町のほうからお世話になって、大野線のほうの改良をしたとばってん、向こう
のほうには防犯灯らしき部分がほとんど見当たらんやったとばってん、そこら辺はどういう
ふうな方向になっていきますかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

大野線については、私もちょっと把握しておりませんが、通学路防犯灯は別事業で予算を計上しております。それで、区と区の合い中とか、子供たちが通る通学路については町で設置をし、後の管理は部落でお願いするというので、今、別建ての予算で計上しております。

以上です。

○6番（川下武則君）

おっしゃっていることはわかるんですけど、私が今お尋ねしたのは、大野のほうにも子供たちがおって、向こうの中尾分校も廃校になって、子供たちもずっとあいすつとに、向こうのほうも必要じゃないかなと思ったんで、今質問をさせてもらっているんですけど、そこら辺の対策は、もしよければ町長なりいかがでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

それについては区とも相談をしながら、区から要望があればそういうやっぱり設置をしていかないといけないと。町内全部、区長さんたちが防犯協会の会員になっておられますので、防犯協会のほうからそういうふうにならざるを得ない区からも上がってきますので、それで設置なり対策をとりたいと思っております。

○5番（牟田則雄君）

先ほど、平古場議員の子ども手当についての関連の質問ですが、子ども手当の受給申請をするときに、公務員の方は勤務先、勤務地で申請をすると。それと、夫婦の場合、もし奥様かどっちかが、例えば太良の場合、鹿島に住んでおられて太良に本人が勤められたときは、太良の役場で申請ができる。それから、鹿島のほうにおられるお母さんかお父さんかどっちか、今度はそっちはそっちで、鹿島は鹿島の地元で公務員じゃない人はまた申請ができるという、この二重構造に今のところ法的にはできるそうですもんね。

それで、そのチェックを太良にも相当、町外に住まれてこの太良に勤められている公務員の方がおられると思うんですが、そういう場合のチェックを太良町はどうやってやろうと思っておられるのか。大体、法的には両方できるそうですよ。そこのところのチェックは詳しくしないと、これは完全に二重取りになるおそれがあるということをお聞きしたいので、これは前もって太良町もそういうことは頭の中に入れておいてチェックの方法を考えていただかないと、二重受給になる可能性が多分にあるということで聞いておりますので、その辺はどういうふうにするのか、ちょっとお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今言われたとおり、二重で出される可能性もあるということですね。そういうことがありますので、うちのところでも、申請書をもってチェックをした段階で当事者に支給をするということで、うちのほうも今回そういうふうにチェックをかけてから出すようにしております。

○2番（山口 巖君）

同じく5-2ですか、その中の商工費、款の7、道の駅施設整備事業。これは3月のときにももちろん説明を受けたわけですけれども、その後、もう少しその内容を詳しくと、計画がどの辺まで進んでいるのか、その辺をもう少しお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅整備事業費の10,000千円の内容でございますけれども、3月の全協並びに議会での、まだ具体的な部分が説明できていなかったと思いますので、今現在の状況を申し上げますと、約10,000千円の内訳として、岳の新太郎の銅像関係で約8,000千円、観光案内板で2,000千円ということで交付金の決定を受けております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

ということは、8,000千円は新太郎の銅像に使うということの説明だと思います。ということは、やはりこの岳の新太郎さんというのは私たちの町民のシンボルであって、また、町としても民謡として大部分の人が歌ったり踊ったりしているところではありますが、この岳の新太郎さんの計画の内容は、どのくらいの大きさとか、どういうふうな格好、材質ですね。どういうふうにつくるのか、その辺まで話が進んでいるのか、その辺のところをもう一つ詳しくお願いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、発注の準備中でございますが、最終的な寸法等は確定しておりません。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

ということは、材質もまだわかっていないということのとらえ方でいいわけですか。ということは、発注する場合には、ある程度どういうふうにつくるのか、材質ですね。それを決めてからどういう業者に発注する、その順番になると思います。

それともう1つ、これは一番大事なことと思うんですけれども、この銅像を建てて、太良町にどういう経済効果を持ってこようと思っているのか、その辺のところが一番大事だと思いますけど、そこをしっかりお聞きしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

銅像について簡単に御説明いたします。

大体、高さを1メートル60から1メートル80ぐらいだと計画しております。構造は、青銅ですね。青銅といますか、それで作るように予定をして、現在、発注に向けて準備中があります。10月ぐらいまでに完成をしたいと考えております。

以上です。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

岳の新太郎につきましては、皆さん御存じのとおり太良町を代表する民謡でございます。それで、具体的な時代考証で実際現存をされているかどうか不確かな部分も確かにございますけれども、太良町を象徴する民謡であり、お話でありますので、それを情報発信の一つのターゲットにいたしまして、岳の新太郎さんを通じて太良町のPRができないかというふうに考えております。それによって道の駅太良にたくさん、年間30万人近くの方がお集まりいただいておりますので、その中で情報発信をしていく一つの手段として使っていければ、経済的な波及効果も出てくるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

防犯灯について質問したいと思いますが、総務課長から説明があったように、従来から行政区からの申請によって設置をするというような形であったわけでございますけれども、これは防犯ですから、結局、小さな部落はどうしても負担行為が発生しますから、なかなか多く設置するというのは不可能なんですよ。

そこで、やはり太良町全体を見ましても、そう防犯灯というのは、よそに比べて少ないんじゃないかというふうな気もしますし、また、これは行政のほうで積極的にやっぱり設置をしていくという考えでないと、あるところはいっぱいある、ないところは数少ないということではうまくいかないんじゃないかと思うし、それから、さっき申し上げるように防犯ということですから、犯罪防止の一助になると、防犯灯というのはですよ。ですから、行政区に任せるとのことよりか、やっぱり積極的にそういう方向性を持ってこれから、一度につけるといのはこれは大変ですから、計画的に進めていくということでなからんと、なかなか進んでいかないということになるかと思います。

それと、太良町全体に防犯灯というのは大体どのくらい設置されておるのか、まず、そこから辺を若干お尋ねしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、太良町にどれくらいの防犯灯があるかということについては、ちょっと今ここに資

料を持ってきておりませんが、大体、太良地区だけでも50カ所ぐらいあるかと思えます。それぞれやっぱり区で設置をされたもの、それと町で設置をしたもの、それと県で設置をしたものという種類がありますが、当然今、議員が言われたように防犯の面からすれば、それは町内全部、満遍なく防犯灯は設置したほうがいいでしょうけれども、維持管理等もいろいろかかりますので、行政区と、区と話し合いをしながら、できるだけ多くのところに私たちも設置をしたいと思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

説明でよくわかるんですけども、犯罪というのは、いわゆる民家が多いところに多いかというところじゃなくて、やっぱり少ないところに非常に発生しやすいわけですよ、死角という部分にですね。ですから、そういうところもある程度重点を置きながら、これからの行政は考えていただかないと、やっぱり格差是正ということも言われております。ですから、そういうこともかんがみまして、皆さん方が、よし、じゃあ山奥何軒かしかないけれども、あそこに1灯設置しようかという気持ちを持って、これから積極的に進めていただきたいなというふうに思っております。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

実は、私も以前、広域農道沿線に全く街灯計画がなかったというようなことで県のほうに話をしまして、ああいう暗い道路では夜間、今、ウォーキングですか、そういったこともやられておるから危険だというようなことで、つけてもらうようなことを協議会の中で話したことがあるわけですけども、その沿線の方から、虫の来っけんつけちゃくるんとか、それから、作物に対して生理的な障害が出るからつけてくるんという、これは太良の方じゃなかったんですけども、鹿島市のほうからそういう意見が出て、ちょっと計画を断念されたといういきさつがあったもんですから、太良町は各沿線の方に聞いてみたところが、いや、それはもう防犯灯というような形でいいから県のほうでつけてもらうという話になって、最終的には鹿島のほうも、じゃ、やっぱりせんばいかんやろうねというふうなことになったということもちょっと聞いております。

ですから、先ほど地元と協議してというのは、あくまでもやっぱりそういった問題も出てきますので、一概に町だけでしておれば、すぐ町には、あそこんにき、ぎゃん街灯ばつけてくいてとか、防犯の意味じゃなくて、自分たちの気持ちだけで話される向きも出てくるんですよ。ですから、総務課長もそういった地元と協議をしながらというようなことで申し上げていると思いますので、その辺、御理解方よろしくお願いします。

○11番（下平力人君）

副町長が言われるように、一長一短は必ず何にもあると思うんですよ。ですから、どっち

をね、じゃ、命を優先するのか、それともそういうところの害虫防止を優先するのか、その辺はやはり行政でしっかり判断をしながらやっていていただきたい。何かあったときには、どうしてもやっぱりここにこういうことがなかったから、されていなかったからこういうふうになったんだという悪い方向でとられると。ですから、その前に、やっぱり先手必勝という形をぜひ持ってほしいと、私はこういうふうに思っております。よろしく。

○8番（久保繁幸君）

さきの岳の新太郎像の関連でございますが、シンボルキャラクターとして、また、町の活性化のために、また、人口交流のために建立していただくのは大変ありがたいと思っておりますが、建立予定の場所はどの辺に、もう決定なされておりますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

場所につきましては、北側公園の展望広場という看板をつけておりますけど、公園の入り口のところにですね。その入り口のところの少し奥のほうに設置する予定であります。

○8番（久保繁幸君）

最近、長崎県側がよく岳の新太郎さんを、湯江とか小長井とか宣伝広告に使っておりますよね。この辺で私の希望なんですけど、あの辺からとられないような岳の新太郎さん、我々も民謡としてそういうふうには思っておりますが、岳の新太郎さんに関しては、長崎県が大分力を入れております。その辺で、我々の町もそういうふうな、岳の新太郎さんは我が町の象徴だということで、今後もそういうふうな政策をとっていきたいということで私は思っております。やっぱりあそこに来られた人が、今、北側のほうの展望台のところと言われたんですが、そこにはいろいろな説明書きは多分してもらいましょう。岳の新太郎さんがどういうふうなのって、そういうふうな説明とか御案内とか、そういうふうな我が町のシンボルキャラクターだとか、そういうのをぜひ入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

岳の新太郎の銅像につきましては、歌詞はもちろんなんですけれども、岳の新太郎さんのいわれとか、そういうのはそこに刻み込んでいきたいと思っております。あと、それに関連する観光案内板については、今現在、検討している最中でございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

その岳の新太郎さんの顔、形、姿ですけど、あれはどういった形で、顔だちですね。よくポスターに最近できたやつがありますけれども、あれは実在しておるんですかね。ただおまんに、こんな感じじゃなかったかってつくるんですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほどお話ししましたように、岳の新太郎さんが実際現存されていたかどうかというのを、時代考証的に確実なものはありませんけれども、以前、もう十数年前ですかね、岳の新太郎さんを偶像化した絵をかこうということで、民間の方々にそういう計画をされて、実際にその当時、何点か描かれて、それを商工会に保存されていたという経緯がございます。それで、その時代に合ったような時代考証でこういう姿だろうという絵がございましたので、それを使わせていただくということになっております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

商工会のほうにポスターがございます。それは知っております。ただあれは、私思うんですけど、子供たちが言いよりましたけど、架空の人物じゃなかとねとかいうようなことも聞いています。だから、はっきりしたところで、やっぱり岳の新太郎さんなら岳の新太郎さんというものの、本当に実在してそういうことがあったのかと。墓があつたり、生息地があつたり、いろいろしておるけれども、ちょっと食わせもんじゃないかと思うような場面もありますけれども。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

一応、岳の新太郎さんについては伝承でございまして、いろんな歴史の本を読みましても、ここに墓があるとか、こういう逸話があるとかいう伝承物でございまして。それで、その姿形については、当時のことですからだれも見た者はいないわけですがけれども、それをかいたものもございませんけれども、そういう時代を考証して、そしてその伝承に基づいてこういう姿であったらうということを民間の方々が絵に描かれたということで、その当時も実際、形あるものに、銅像あたりにしようという話がありました。しかし、その辺の時代考証的にどうだろうかといういろんな議論があつた末、結局実現しなかったわけですがけれども、今回、太良町のシンボリックな民謡の中の岳の新太郎像ということで、それを形あるものにしたらどうかということでお話が盛り上がってきまして、今回、その絵を使わせていただいて、確証的なものはないわけですがけれども、その絵が時代的に合致しているんじゃないかというふうな理解をいたしまして、今回の交付金事業の中で採択をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

報告第2号 平成21年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

済みません、35号の内容のことではないんですけど、この専決処分ということについてお聞きしたいと思います。

今さらですけど、専決処分の意味と適切な使い方、どういったときに適切な使い方になるのか、そこら辺をどうやって使っておられるのか、ちょっと質問します。

○財政課長（大串君義君）

お答えをいたします。

地方自治法の中には、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」というふうになってあります。そして、「次の会議において議会に報告し、その承認を求めなければならない」というふうにはなっていますが、どの程度までを専決したほうが一番いいのかなというようなところは、ちょっと何とも言えないというか、私が考えるに、そこら辺はある程度、議会の承認を得られるであろうということを町長が判断した場合、専決をするということであって、明確な基準というのは特にはありませんので、そこら辺を議会と執行部とある程度の、そこら辺は専決でいいんじゃないだろうかというようなところを考えながら専決するというようなことで、特に明確な基準というのはないだろうというふうに考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

専決処分の意味がちょっとようわからんやったもんで、もう一回お願いします。

そして、終わったことはあれですけど、やっぱり前は、1年前、2年前んとまでしよった

わけですよ、何ていうですかね、それによってはですね。それで、今説明を聞いたのは、次の議会でということ聞いたもので、自分は、我々と認識がちょっと違うところもあるのかなと思うんですよ。そこら辺をはっきりちょっと聞かせていただければ。

○財政課長（大串君義君）

お答えをいたします。

1年前、2年前ということじゃなくて、専決処分をすれば次の議会、会議において必ず報告しなければならないというふうになっておりますので、そこら辺はそういうことで処理をいたしております。

それで、明確な答えというのが特にないというふうに言っておりますけれども、特に緊急を要するためということをどこまで許容していただくかということ、そこら辺が執行部と議会との関係の中で暗黙の了解というか、そこら辺、お互い許容できるような範囲の中で専決をするというようなことではないだろうかというふうに思います。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今、わかるようなわからないような説明を聞いたわけですがけれども、実は、何でこう見陣議員が言っているかということ、専決が余りにも多過ぎるんじゃないかと、こういうことに対してかなと1つは思うんですよ。こうした場合、今、6項目専決がありますけれども、仮に10項目になってもこの専決でこういうふうな報告をするわけですか。もし、それだったら全協で説明をするとか臨時議会を開くと、そういう考えはないですか。

○町長（岩島正昭君）

私から御説明を申し上げます。

山口議員御指摘のとおり、今回の全協の中でそういうふうな指摘を受けました、はっきり申し上げましてですね。だから、この税条例とかなんとかの法で定められた4月1日云々という場合は、これは専決で皆さん方に御了解願いたいと。今後は極力専決は控えて、全協等、あるいは臨時議会等を開いて、次からはそういうふうにさせていただきたいということで全協の中で申し上げたところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

今、町長が答弁されましたけれども、私も議会運営委員会の折に発言をさせていただきました。

これは、自治の基本をどう理解するのかということですよ。やっぱり議会制民主主義の根本ですから、ここを誤れば議会も形骸化してしまうという、ある意味危機感があるんですよ。

そういった意味で、これは国の法律が改正されて、よんどころない、いとまがないという場合については、それはもうやむを得んと。しかし、やっぱり町の事情でよんどころのない

ということはあっちゃいけないと。これは夜中であっても、もしくは日曜日であっても、これは必要であればやっぱり臨時議会を開くべきですよ。

そういった姿勢に立って、お互いに執行部、議会、緊張感を持って、町民のためにどう負託にこたえていくのかというのが、やっぱりこの議会制民主主義の基本でございますので、ここをしっかりと、執行部の一人一人の皆さんが理解をしていただきたいという意味からお願いをしたわけですので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（久保繁幸君）

ちょっと1つ疑問に思ふことをお尋ねいたしますが、けさの新聞、皆さん御存じと思うんですが、阿久根の市長さんが、職員さんの期末手当の削減、ああいうのを専決されるということを書いてあったんですが、そういうものも専決でできるわけですか。また、それも今の説明では、多分、議会の承認も受けなきゃいけないということで説明がありましたが、ああいう問題まで専決というふうなことができるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

非常に難しい問題を今、設問されたようではすけれども、法的にはできるかなと思ひはします。ただ、今後の議会の運営とかいろいろなところを考えると、やっぱりそれは好ましくないと私は思ひます。

○8番（久保繁幸君）

それと、6月議会の開催もされないというふうなあれも書いてありました。新聞で知ったんですが、議会も開かなくて専決をして、そういうのをだれが許可するのかですね。そういうのは非常に私も疑問に思ふので、その辺がいいのか、そういうところまでしていいのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

専決した分については、次の議会に報告するということでもありますけれども、何か疑義があつて、私もそこについては詳しくはわかりませんが、非常に難しい問題だと思ひます。

○6番（川下武則君）

関連みたいな感じなんですけど、さっき末次議員が言ったように、議会というとは必ずしも月曜日から金曜日までじゃなくて、土曜日でも日曜日でも、問題が発生したときにはすぐできるような臨時議会というとはしちやいかんもんなんですか。

実は、ちょっとテレビとか新聞で前も聞いたことがあるんですけど、議員報酬を減らす、そのかわりに日曜日に出るとか、仕事が終わってから夕方から議会を開くとか、そういう話もいろいろあつて、もしそういう部分が可能であれば、別に専決をする前に臨時議会をしますということで、議会運営委員会かどこかでそんなたいの話ができたなら、そういう部分を取

り入れたらどがんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

専決ということで皆さんたちから内容等々御指摘を受けよりますけど、この専決というのは急ぐということですから、どうしても専決処分で、先ほども申し上げましたとおり、法令云々等は専決でお願いせにゃいかんですけれども、災害とか云々等、急遽予算等が要る場合は、土曜、日曜日も皆さんの御理解を得ながら臨時議会等をお願いするかもわかりませんから、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この資料の11ページの8行目から9行目にかけて、附則第2項の見出し中「減額課税」を「課税」に改め、同項中「（年令65歳以上である者に限る。）」を「（年令65歳以上である者に係るものに限る。）」と書いてありますが、これは全く対象人が変わる表現と思うんですが、ここはどうでしょうか。今までは「65歳以上である者に限る」という、本人に限るという文言になっていますね。それが今度は「係るものに限る」となっていると。こここのところをわかりやすく、どう変わったのか説明をお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、この「減額課税」を「課税」に改めというのは、本法のほうがこういうふうに書いてあって、ちょっとうちの条例のほうがですね、（「いや議長、そこのところじゃなか。この対象人が、65歳以上の当人に限るとと、それがそれに係る人に限ると、こがん変えてあっけん、そこのところを、例えば家族の人が対象になるのか、

今までは本人に限って書いてあるとが、今度は係るものに限って書いてあるけん、そここのところがどう変わるか説明してください」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口久信君）

健康増進課長、ちょっと座って。牟田君、手を挙げて。

○5番（牟田則雄君）

いや、今のところは、法が変わったというのはここに書いてあるわけですよ、文言の中に。そいけん、対象人員が明らかにこれは変わっているということでしょう。65歳以上である者に限るといって、それに係るものに限るとしたら、これはもう明らかに対象人員が違うわけでしょうが。そここのところが、前は本人やった、今回はそれを世話しておる人になるのか、同居の家族になるのかで、「係るもの」で書いてあっけん、そここのところをわかりやすく説明してほしいということですよ。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、牟田議員が言われましたように、この文言については、実際、今回の法の改正に伴うものではございません。これは、ちょっと法を見て、この改正に伴って見比べておりましたところが、うちの条例と違う分がございました。先ほど申し上げました「減額課税」を「課税」と、それから、今言われました「65歳以上である者に限る」を「係るものに限る」という改正というのは、条文の整理でございます。ですから、今回の法改正には関係ありません。ただ、今、牟田議員が言われましたように、「係るものに限る」というのは世帯に係るものでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そここの文言が、対象人員が本人から、今その「係るものに限る」という、太良町の条例がそここのところが不足しておったという説明がありますが、今までは当人に限るで処理してきたわけでしょう、そこを解釈するまでは。それで今度、この改正によって「係るものに限る」に、今までも「係るものに限る」でやってきよったとなら、その「係るもの」はだれが対象になるのかを説明していただければ、別にここの法律が変わったということはもう説明してあっけん、そここのところの説明は要らんとですよ。そいけん、そここのところをはっきりと、当人じゃなく家族にか、面倒を見ている人か、何かそこら辺を考えていることを説明していただければ結構です。

○健康増進課長（松本 太君）

ただいま牟田議員が質問されましたように、これはもう法律がこんなふうになっておりますので、法律のとおりうちのほうはやっておりました。ただ、ちょっと条文が不備だったということだけで、条文を今回このように改めたということで、今言われましたように、

りませんが、組んであるのは小さくて、実際補正額が余りにも大きいので、このことについての説明をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えをいたします。

総務費の中で減債基金につきましては、補正を96,417千円ということで計上いたしております。この分につきましては、今回の補正の剰余金を、財源的に余裕が生まれたというようなことで減債基金のほうに積み立てたというようなことで予算を計上いたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

国保3、諸支出金、このところで補正前の額が13,828千円で、補正をそれ以上に14,551千円、これの説明をお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

もう一遍、はっきりとページと内容を言ってください。

○5番（牟田則雄君）

国保の歳出のところの3、そして、その中の款の11、諸支出金ということで書いてあります。その下には一応、償還金及び還付加算金ということで説明はあっておりますが、補正前の額以上に補正を組んでいるということに数字的にはなっています。

○議長（坂口久信君）

牟田議員、もう済んだとを言っていらっしゃるというようなことでございます。（「ありや、39号やろう」と呼ぶ者あり）もう40号です。よかですか。（「ああ、そうね」と呼ぶ者あり）

40号でほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第41号 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

この41号ですか、育児休業等に関する条例ですね。これは、ことしの6月ですね、今月、育児・介護休業法の改正に伴ったやり方でこれを行っているんですか。それを先に聞いておきます。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など、そういう法律の改正に伴って6月30日にということでしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そしたら、この改正になったということですがけれども、実際、役場職員さん、これは公務員さんたちは非常に有利な立場じゃないかなと、この改正がですよ。そう思われそうな気がしますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

要するに、こういった改正をされて、これを利用する企業というのは佐賀県でも少ないんですよ、実施できるところが。だけど、役場職員さん、例えば市役所の職員さんたちなんかは、割とこういうふうな改正をされた場合、スムーズにいくわけですよ。お母さんもお父さんも休暇がとれると。これは非常に素晴らしいことです。だけど、公務員さんたちにしか、割と効果がないような気がするんですよ。

要するに、佐賀県に子育て応援宣言の事業所が100社あります、今現在。織田病院のゆうあいとかですね。九州 I N A Xとかそういうふうな事業所は、もうみずから進んで宣言して、

こういうふうな改正になったからどんどん使ってくれと、残業とかなんとかも一切しないよというふうなあれがあるわけですがけれども、これはもう本当に公務員さん独特の有利な休暇のやり方じゃないかと思えますけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これは、厚生労働省から育児・介護休業法が改正されたということで、民間の事業所あたりにも当然通知が行っていると思いますので、民間の事業所あたりでもできればそういうことを、法律を守ってもらってこういうふうにしてもらいたいと思っております。だから、役場も率先するわけじゃありませんけれども、法律の改正に伴って変えているわけですので、当然、各事業所もこういうふうな子育ての支援ということで推進をしてもらえればと思っております。

○10番（山口光章君）

だから、そういうふうな事業所というのは少ないわけですよ。なかなかできない。だけど、それを推進したり、勧めるのはできるわけなんですよ。太良の事業所でもですね。要するに、法律の改正でそういうことになったとなれば、おたく、こんなことせんですかとかいうふうに進める立場でもあるんじゃないかと、そのように思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

国から法律等も来ておりますので、できるだけ町民の方にわかるように、そういう推進、広報等にもできれば載せて、推進を図れればと思っております。

○10番（山口光章君）

やっぱりこれも法律ですから、実際、育児休業の申し出なんかも法令で決まっておりますから、絶対届け出させにやいかんと。そして、その事業所でやはりそれをちゃんと言わにやいかんと、労働者にですね。だから、なるべくこういうことは、それこそ私の一般質問じゃないんですけども、子育ての推進に役立つやり方だと思うわけですよ。そこら辺をもっともっと町民の方、事業所の方々に知らせてやって、率先としてやっていただけますように頼みたいと、そのように思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 太良町職員の育児休業等に関する条例及び太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第43号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 平成22年度太良町営火葬場新築工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第44号 平成22年度太良町営火葬場電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（川下武則君）

予定価格からしたら非常に安い金額で落札されているんですけど、はっきり言って途中で電気がとまったとか、焼きよって生焼けしたとかということのなかごとだけしてもらいたかどばってんが、いかがなものでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

焼け損ないということはなかと思えますけれども、今回の入札結果を見ましても、68%ぐらいの落札率でございます。工事に関しては私たちも信頼しておりますので、仕様書等もちゃんとお渡しして、設計事務所とも相談の上、工事を行うことですので、工事のほうに関しては大丈夫かとは考えております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

業者を信頼していただくとは、それはもちろんのことですが、工事そのものをちゃんと町民が信頼できるように、監督、監視はもうぜひ、こういう極端に安い単価でされた場合、普通、多分これ、利益は素人考えでもほとんどなかとやろうと思うですもんね。そいけん、それは今の時代で、もうどうしても仕事をせんばいかんということでこういう結果に、世相を考えても、これについてもいろいろ業者さんたちにも聞いてみたところが、多分、今心配されておるように厳しかやろうという、ほとんどの人の意見ですよ。そいけん、その業者を信頼していただくのはいいんですが、工事そのものを町民が信頼できるような品物をつくり上げるように、ぜひお願いしておきます。

○9番（末次利男君）

この火葬場建設の関連議案ですけれども、このことについては、建設については検討委員会で十分なる検討をされながら、やっぱり中身の、今、入札に入ったと思うんですけれども、そのほかのことですけれども、これから先、高齢化ということで2025年ですか、死亡者のピ

ークと言われております。相当、今の火葬場の何倍か炉がなければ対応できないような状況になるという、これは予測ですけど、そういう状況でございます。今現在では2体ぐらいを焼いておりますけれども、この新築された場合、物理的な、1体焼くのにどのくらいかかるのか、1日何人ぐらいは可能なのか、そこらがわかれば教えていただきたいと思っております。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

時間にしまして、1体当たりの所要時間が90分ぐらいかかるというようなことを聞いております。それで、今回、2基の炉を設置いたします。時間帯によっては1基で4体、2基フルに使いまして、1日8体まではできるのではないかと予定しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 平成22年度太良町営火葬場電気設備工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第45号 平成22年度太良町営火葬場機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 平成22年度太良町営火葬場機械設備工事請負契約の締結について、本案に賛

成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第46号 平成22年度太良町営火葬場火葬炉設備新設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

実は、新潟県ということでございます。そして、1つの入札業者ということで、なかなか特殊ということもわかりますが、これは物すごく、こういう新しい機種ということではメンテナンスが一番重要かと思うんですけども、この辺の近くに支店というか、そういう管理会社、そういうのがどの辺が一番近いのか、太良町から。その説明をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

本社が新潟県にございまして、九州支店ということで福岡県に支店がございまして。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この契約は随意契約ということになっておりますが、こういう火葬場の火葬炉ですね、こういうのを取り扱う業者というのは、検討された、当たられたのは何社ぐらいありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回は随意契約となっておりますけれども、21年度でも議会でも多分報告したと思いますけれども、火葬炉につきましては、公募型、簡易型ですけれども、プロポーザルで応募をしまして、その機会に応募がありましたのが4社ございました。その4社の中から選定委員会にかけまして、今回、富士建設工業株式会社に決定させていただきまして、それで今年度に契約するような形になっておりましたので、今回、予算計上して契約をするような段階でございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

これは、焼却炉工事そのものとは直接関係はないと思いますが、私、以前も質問したことがありますが、ペットの火葬についてですね。今では家の内外問わずに、本当にこの愛好家といますか、ふえている中でのこのペット用火葬炉の建設に踏み切られまして、大変

うれしいことではございます。ただ、火葬をして、はい終わりですよということでは、何か余りにもあっけないような感じがするわけですけど、その火葬後の処理とか、あるいは火葬前のお経あたりをどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

現段階の考えといたしましては、火葬を行って、飼い主の方に収骨をしていただくということを考えております。

お経につきましては火葬の時点で、その飼い主の方、喪主といいますか、飼い主と言うてよかかわからんですけれども、そういうふうなお経の要望等がございましたら、お寺が、檀家かどうかわかりませんが、そちらのほうで手配はしたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

これは、火葬のときだとか、あるいは火葬の後などの処理の運営等々について、いろいろな方法が考えられると思うわけですね。このもろもろの内容について案内といいますか、詳細といいますか、そういったパンフレットとして早目に準備をしてPRに努めていただくのが望ましいというふうに考えますが、どう思われますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員、今言われますように、早目のPR、広報等ということですので、今年度、パンフレットまではいかないと思いますけれども、150千円ほどの印刷製本ということで予算を計上させていただいております。その分を広報用ということで使用したいとは考えております。

また、火葬場ができて、今年度中にはでき上がりますので、新しいパンフレットは、新火葬場などの写真等を掲載したパンフレットを23年度で作成したいとは考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

ペット火葬ということでインターネットを引いてみましたら、ペット霊園あたり、ちょっと規模が違うと思いますけど、本当にこのペット霊園あたりを引いてみましたら、ペットの仏壇だとか、骨つぼだとか、位牌だとか、そういった販売というところも目についたわけですね。これも先々の、太良町営ですから、どういうふうになるのかは別といたしまして、こういった販売なども考えてみたら、町の収入にもつながっていくのではないかとというふうに考えますが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、ペット火葬ということで、町の新設火葬場の中で実施いたしますけれども、まだ数が、利用者の方がどれくらいかということが全くの未知数でございますので、1年程度ぐらいはどういった方法になるか手探りの状態になると思いますけれども、そういったデータなどを収集しまして、今、議員が言われるようなことは検討していきたいとは考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

ちょっと参考のためにお聞きしておきますけれども、先ほど課長がPRとおっしゃられましたね、PR。これは、範囲は決まったPRでしょう。例えば、町営の場合は、そういったPRとか宣伝はできないんじゃないんですかね。それでもPRするわけですか、いろいろ。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

PRと申したのはちょっと訂正させていただきますけれども、広報ということで、新しい火葬場ができますということで広報をさせていただきたいと思っております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第46号 平成22年度太良町営火葬場火葬炉設備新設工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

先ほど平古場議員の質問に答弁漏れがありますので、答弁をさせます。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

先ほど平古場議員のほうから、子ども手当の支給で一番多いのは1世帯に何人かという質問にお答えをいたします。

今ちょっと調べてきたんですけれども、5名ということになっております。

以上です。

日程第16 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第47号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

歳出の18ページの目の6. 畜産業費1,200千円。これは消耗品として取り扱われておりますけれども、これは牛だけなのか、豚はどうであるのか、そこら辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この消耗品の中身ですが、消毒薬、あるいは踏み込み用マットということで、豚も含めて畜産、牛と豚、どちらのほうも対応するというようなことでございます。

○10番（山口光章君）

これがこのままで済んだ場合は結構なことだと思いますけれども、これがいつしか広がって、実際、消耗品としても、ワクチン代としても、お金がかかるというような状態になりますけれども、そういうような予測的な財源というのは考えておられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

議員御指摘のように、この消耗品については、大体7月か8月ぐらいまでの暫定的な消耗品の予算でございます。ですから、けさの新聞報道でも、また宮崎県で新たに宮崎市とか都城とか発生をいたしておりますので、予断を許さない状況でございますので、ますます蔓延というようなことで消毒の期間が長くなれば、また議会にお願いをいたしまして、補正等で対応していきたいなと考えております。

○8番（久保繁幸君）

関連なんですけど、うちの町の牛家、豚を飼っておられる方、今どれだけありますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

豚が13戸です。それから、牛については52戸、ブロイラーが11戸でございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

仮に、うちでそれが発生した場合、10キロ圏内移動制限とかなんとか、20キロとかいろいろありますよね。仮に1カ所どこかで発生した場合、うちのどこで発生して、その圏内に入るのはどれくらい、うちの町内はほとんどかかるんじゃないですかね。その辺はいかがでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

畜産農家さんの分布の状況を見てみますと、太良町内全域入ります。場所によっては一部、長崎県の諫早市、あるいは隣の市の鹿島市のほうまで10キロの移動制限の範囲内に入るといような状況でございます。

○町長（岩島正昭君）

今、口頭ではなかなかわかりにくいから、1万分の1の地図に落としておりますから、この後、全協の中で、10キロ範囲はこうということで皆さんたちに、豚、ブロイラー、牛、太良町ほとんど点在しておりますから、それを皆さんたちに地図上で御説明いたします。

○9番（末次利男君）

この口蹄疫の問題で質問いたしますけれども、新たな局面を迎えたというのは、これは言葉ではそういう状況です。日向市、西都市、宮崎市、都城市、この4市まで飛び火したということで、この都城というのは日本一の畜産の場所です。私たちも曾於郡の家畜市場にも行きましたけれども、曾於郡は日本一の家畜市場ですよ。本当の日本の中心地まで飛び火をしたということは、もう九州はいつ起きてもおかしくないという状況に入ったんじゃないかと思えます。

そういった中で今回、先ほど山口議員も言われたように、今後さらにそういった危機感を持って対応しなきゃならないということで、いわゆるこのクレンテと消石灰ですかね、この配布をされておりますけれども、各自治体もいろいろ温度差はあるにせよ、鹿島市も豚舎に電気さくを設置するという対策をなされておりますし、武雄のほうでも見回りを強化するという話もされております。今回飛び火したのは、野鳥、動物、そういったものが媒体となって感染したのではないかということが強く言われておりますけれども、もうここになれば大変な状況にあると思えます。

そういった意味から、えびの市がいち早く終息をさせたという、この教訓というのは何なのかというと、いち早く農業用の散布ヘリを使って消毒をやったということだそうです。そういった意味から、例えば、酢を散布するんですけども、酢が本当に散布していいのか、そういったものを、もういつ何どき、起きてからでは遅いんですよ。ほかの作物に被害がないのか、そういったものを調査して、やっぱりいざというときはそういった体制もとるんだという管理マニュアルというか、管理体制をするには、やっぱりそういった事前の調査が必要ですので、そういったものまでしてほしいと、そういったものまで想定に入れてほしいと

ということですが、もちろん今回の補正は、今、課長が言われたとおりですが、さらに、そういった予算にはかかわらず、そういったものも今後研究していかれる必要があるんじゃないかと思えますけれども、その点についての心構え等をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町長の答弁の中にもありましたように、4月26日に口蹄疫の対策本部、あるいは連絡室というのを立ち上げた折に、畜産農家の皆さんには、酢を希釈して散布を1日2回してくださいと、畜舎の周辺ですね。酢は家畜にも無害でございますので、ちょっと鉄がさびるといふようなところが難点でございますが、消毒の徹底というようなことでお願いをしまして、現在、消毒をされております。当然、消石灰を畜舎の周辺に散布するといふようなことで、防疫、蔓延防止については、今後さらに徹底的に図っていきたいと考えております。

○9番（末次利男君）

もちろん、それは私も一般質問の中で言いましたとおり、太良町の役場はいち早くそういった体制を整えていただいたということは、これはもう非常に評価すべき点であります。もちろん、鹿児島は先ほど言ったように畜産王国ですよ。そういった中で徹底した消毒体制をとりながら、何で飛び火するのかという、やっぱり最終的には野鳥、野生動物、そういったものが媒体となって感染しているんじゃないかと言われておりますので、もうその範囲を超えておるといふことですよ。

じゃあ、どうするのかといえば、やっぱりその地域一帯に防疫体制をするといふことになれば、空からというのが一番効果的であるといふふうに言われております。そういった中で、やっぱり今もう農家もヘリコプターで田んなかを消毒するんですよ。そういった簡易のヘリもおりますのでですね。じゃあ、しかし酢が作物にどう被害を及ぼすのか、その補償を今度はせんばいかんけん、そこはやっぱり前もって調査をする必要があるんじゃないかといふことで、それは消石灰とかなんとかはもちろんのこと、いざというときはやっぱりそういうことも視野に入れながらいふことを、ぜひ対応していただきたいといふことをお願いしております。

○2番（山口 巖君）

今、末次議員、鳥、野生の動物が媒介するということです。私もそう思いますけど、実はきょう、今の時期に太良町からイノシシのわなの研修に他県に行っているわけですよ、普及所を通じて。いいですか、そこですよ。それをこのまま見過ごすか、注意してくださいとか、何か指導をいたしましたか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

きょう、町内から島原のほうに、イノシシの箱わなではもうとれないといふようなことで、

囲いわなの研修に行かれております。畜産農家の方に対しても、特にこのイノシシに感染したらもう大変というようなことで、畜舎の周辺は十分、さくとかそういうのをしてイノシシの進入防止に努めてくださいというようなことでお願いをしております。

また、太良町におきましては、イノシシの集中捕獲期間が6月いっぱいですが、7月以降についても町単で6千円の助成をしております、捕獲1頭当たりですね。県の助成と合わせて、1頭11千円というようなことでしておりますので、猟友会にも、とにかくイノシシをたくさん捕獲してくださいというようなことでお願いをしたいと考えております。

○2番（山口 厳君）

何か勘違いされているように思うんです。というのは、今の時期にどうして他県に視察にやったのか、私はそれを言っているんですよ。きのうあたりから、もう都城、市町村では日本一の生産地ですよ。あそこが感染したというので物すごいニュースになっている最中に、他県にイノシシを、きょうこの時期に何で研修に行かなきゃいけなかったのか。ひょっとしたら向こうの島原の人は、私、知りませんが、こんな時期によそから来てやと、かえって迷惑がられているかもわからないわけですよ。その指導を言っているんですよ。とってくださいじゃないですよ。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

実は、町内の一中山間地区のほうから職員の派遣申請、ぜひ職員さんを派遣してくださいというような申請依頼がありましたので、この時期ではございましたが、1名同伴というようなことで参加をさせたというような状況でございます。

○2番（山口 厳君）

ということは、もうきょうの場合は仕方がないと思います。今後、こういう地区からとかこういう要望があった場合、この口蹄疫がおさまるまでどうしますか、中止しますか、もう少し見合わせてくださいとしますか、あえて用心して行ってくださいと、そういう指導をいたしますか、どちらですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

そういう場合には、もう即中止というようなことで取り扱いたいと考えております。

○10番（山口光章君）

先ほど聞きそびれましたけれども、豚にもそういった傾向があるということでもんね。私の隣が屠殺場なんですよ。太良は屠殺場を抱えています。いろんなところからの豚がやっぱり入ってきますよね。太良豚、太良豚といえども、いろんなところからですね。そういうふうな指導とかなんとか、何かあったときは本当に困るんじゃないかなと。あそこを散歩で通りますけれども、散布をしてきれいにしてありますけれども、やっぱり屠殺場の方が一番厳しいと思うわけですよ。そういったところの指導に、恐らくいち早く行かれたと思いますけれども、その辺はどうなっておりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町内の屠場1カ所につきましても、消毒薬、消石灰を初め、消毒の徹底のお願いをいたしております。

それから、県のほうから国道沿いに消毒ポイント1カ所の選定というか、設置というようなことで上司に相談して決めております。金崎のドライバー休憩所に、早速きょう朝7時から消毒ポイントを設置してございます。というのも、長崎県のほうから結構屠場のほうに豚が搬入をされておるといようなことで、金崎のドライバー休憩所にきょうから30日間、朝の7時から夜の7時まで消毒ポイントを設定して、畜産車両並びに畜産の運搬車両については動噴で消毒をしていただくという体制をとっていただいております。

○5番（牟田則雄君）

その口蹄疫に関連してですが、この間、これはテレビで見たばかりですので、はっきりした確信はどうかわかりませんが、イギリスのほうが進地ということで、イギリスでどういう対処をされているかという、おかしいなと思ってから大体30分あれば、もう口蹄疫の確定ができるようなシステムを組んでいると。それと、スピードガンみたいな小さなこのぐらゐの機械やったですね。それで熱を感知するレーダーを出して、そのパットをつめの合い中に当てたら、それが温度を感知して、そしていつも温度センサーで出るように、赤い部分と、そして強烈に温度が高いところは白くなると。そいけん、つめの合い中にその白い部分が出たら、もうこれは有無を言わず口蹄疫だということで、そして、1日で大体その地区はもう全部処理して、補償まで——イギリスは補償も徹底してやるということで、農家も安心して殺処分でも何でもお任せしますという体制ができているということやったものですので、あの機械そのものも余り大きい機械じゃなかったもので、もしそういうのがあれば、これだけ大きな被害が出るあれなら、そういうともひとつ研究してやっていけば、畜産農家の方たちもかなり安心される部分があると思うんですが、そういうことをやってみようかということとは考えられないですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

議員御指摘のとおり、宮崎県で発症してから、東京のほうに検査をする機関がございませう。検査をして陽性になるまで10日を要したと。その施設はなかなかほかのところに簡易には持ってこられないそうです。コンクリートが厚くて、なかなか施設自体を設置するのは大変だといようなことで、今、牟田議員からお話がありましたように、そういう機械については今後研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第48号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第49号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（川下武則君）

これとは余り関係なかとぼってん、実は道越の入りかけのところ、今もずっと汚水の調査をしよるといって、もうはや1カ月ちょっとになるとぼってん、いつまで調査をするとや

ろうかという問い合わせが私にあって、いや、ちょっと私もわからんけんが、また機会のあるときにといいこと言うもんやっけんが、環境水道課長、どげんなとっですかね、ちょっと聞きたいなと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員が指摘されているところ、県道竹崎・上田古里線の中だとは思いますが、そこでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらのほうも、住民の方からも何回となく電話等で、水道管ではないかということで連絡をいただきました。それで、私たちのほうも即対応しましたところ、うちの水道管ではなく共同圃場ですか、大浦の。そちらの配管ということまではわかっておりますけれども、その後の処置については、土地改良区の方にも私たちのほうからも連絡して、今、土地改良区のほうで対応していただくようにしております。

以上です。

○9番（末次利男君）

この特別会計の全部が職員の給与に関するもので、共済組合負担金の率の改定に伴いということで、途中で率が改定されたのか、どこがどう変わったのかですね。この辺どうなっているんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

共済組合の負担金とか掛金の改定が年1回今のところっております。私たちが予算計上する段階では、まだ率が決まっております。で、私たちは前年度の当初予算の金額で率をはじいておりますけれども、今回、4月に改正になりまして、負担金の率が上がっているという状況で、毎年6月に予算で補正を今お願いしている状況で、当初の新年度予算の段階である程度の金額がわかれば、私たちも率を改定してしているんですけれども、今のところ改正が3月末になってからしかわかりませんので、今、補正予算で対応している状況でございます。

○9番（末次利男君）

いや、これはそういう制度上、毎年改正されるという話ですけども、これはどこの自治体もそうですよね。何でここまで新年度予算に間に合うような率の改定がなされないのか、これはおかしいですよ。これはもう太良だけじゃないわけですから、太良町にあれするわけやないんですけれども、もうちょっとそういった制度改正をせんばいかなんですね、こころは。もうちょっと地方から声を上げてちゃんとするように対応してくださいよ。あなたを責めるわけにはいきませんので。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私も、毎年6月で補正予算に計上したくはありません。本来ならば若干でも、毎年上がるということがわかっておりますので、本当は上乘せして率をした段階で計上するのもいいかなと思いはしますけれども、やっぱり積算する段階で、余りにも率を無防備に変えるわけにはいきませんので、前の年の予算で計上しておりますけれども、やっぱり国のほうの制度改正がありますので、市町からもできればこういうふうな負担率については、できるだけ早くわかるようにということで要望はしたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第50号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第50号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第20. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出があつております。

お諮りします。各委員長から申し出があつたとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第21 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案一括上程。

町長提案の議案第51号から議案第52号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

提案理由を申し上げます。

議案第51号は、太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてでございます。

本案は、農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、家畜伝染病対策資金を対象事業として指定し、資金の融資限度額を44,000千円とすることを提案いたします。

次に、議案第52号は、平成22年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成22年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,471,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

それでは、説明をいたします。

予算書の8ページをごらんください。

農業振興費の農林漁業振興資金利子補給事業費補助金924千円は、宮崎県の口蹄疫発生に伴う影響で、佐賀県での子牛競り市場が閉鎖されたことにより子牛の販売ができなくなり、畜産業者の経営資金が窮迫したことに対する農林漁業振興資金利子補給事業費補助金を補正するものでございます。

畜産業費の畜産経営資金緊急対策事業費補助金49,000千円は、子牛競り市場の閉鎖により滞留した子牛の飼育施設として、牛舎等の増設や改修事業費に対する補助金でございます。

高齢者等肉牛飼育基金繰出金108,000千円は、子牛競り市場の閉鎖による町内農家への子牛の貸付資金として基金を造成し、畜産農家に貸し付けを行い、太良町の畜産振興を図るものでございます。

なお、これらの財源といたしましては、財政調整基金の取り崩しにより対応いたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第22 議案第51号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第51号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第52号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

午前中、この件につきましては、担当のほうから十分説明をいただきましたので、趣旨については理解をしておりますが、6番の畜産業費の、要するに負担金補助及び交付金とか繰出金について、この2点について詳細についてお尋ねしたいと思いますが、この基金造成、運用基金に繰り出すということですが、現在、町単の基金の残高が幾らなのか、それに幾ら増資して、これだけ増資して幾らに、運用基金の総額はどうなるのかですね。

それと、私も今回一般質問をいたしましたけれども、今回、キャトル・ブリーディング・ステーションの代替としての要望と、この口蹄疫の緊急対策というのは非常にかぶってまいりまして、恐らく両方、仕分けをせろと言うてもなかなか難しいと思いますけれども、この説明の中でも口蹄疫関連対策ということですので、両方の総合対策だろうという感じがしますけれども、あえてそこの中身を説明できる範囲で結構ですので、口蹄疫対策とブリーディングの代替であるということがわかれば、仕分けのできる範囲内で結構ですので、口蹄疫対策のみということで議決ができれば、またその議決に禍根を残す形にもなるかと思っておりますので、そこらがわかればお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず初めに、町単独の基金の現在高でございますが、18,000千円。今回、補正でお願いしています金額が108,000千円でございますので、トータルで126,000千円というふうになります。

それから、キャトルの代替案の要望というようなことで7項目出ておりますが、今回、ここをお願いをいたしております口蹄疫緊急対策事業と、その要望の中身というのが先ほど議員おっしゃいましたとおり、かなりかぶったところがございます。例えば、この経営資金にしましても、信用保証協会の保証料をつけていただくということで、畜産農家の皆さん方には保証人なしでも借入れが可能であるという部分とか、滞留子牛、市が5月、6月と中止になっております。7月もこういう状況ですので、多分中止の方向に行くんじゃないかと考えておりますが、その子牛、町内に滞留している子牛についても、対策として肥育なり繁殖候補なりということで町内で飼育するということは、当然、代替案の要望の中身と合致をするところがございます。

それから、畜舎等についても当然、毎日のように子牛が生まれますので、その子牛が生まれることによって畜舎の増設とか、あるいは改良をして、あきがあれば繁殖なり肥育なりに充てるというような部分も当然かぶっているところがございますので、太良町の畜産振興を、当然、口蹄疫対策ということで今回お願いしておりますが、太良町の畜産振興を図ることには十分機能するのではないかと考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

従来、川南町を中心とした半径20キロぐらいで終息するということを前提として、大体滞留子牛の市場開設が、14日、15日に予定をされていた。あくまでもこれは予定ですけれども、そのフローチャート表をいただいておりますけれども、もちろん子牛が、競り市場といいまして、購買者が多くてどんどん競り上がっていく状況なんですけれども、これはもう本当に入札会といいますか、販売者も購買者も完全に防護服を着て受け渡しをするという状況で、滞留対策にはなるかもしれないけれども、経営対策には全くならんとやなかか、子牛を減らすだけの問題ではないかと本当に心配をされておりますが、ここらの情報は今回、都城を中心として伝播したということで、その辺の対応はどうなるのかですね。

それと、当然、この3カ月分の子牛がたまっておるわけですね。それで、これで緊急対策をしていただくということで、くれぐれも経営を圧迫しないような程度の、本当にある程度母牛の素牛については系統的なものを重視して、希望は希望としてあると思いますけれども、どうしてもやっぱり優良生産団地として将来残るためには優良系統を残すということで、その辺の仕分けというのですか、一つの基準といいますか、そういったものを十分つくってもら

って、滞留対策で子牛は保留したけれども、後の経営がまた行き詰まったということになれば元も子もないわけですので、その辺のチェック機能あたりを十分生かしていただきたいと思いますけれども、その点についてはどういう考えですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

まず、1点目の市況でございますが、議員先ほどおっしゃったとおり、今月の14、15で入札会と、佐賀県内の業者さんだけ集めて入札会というようなことで協議をされておりましたが、きょう、緊急にまた会議を開かれて、一応、開催するかどうかというようなことが決められているようでございます。

それから、優良系統を残すというようなことについては、当然、農家の経営状態等もございますので、その辺はもう融資も節度ある融資といいますか、経営をなるべく圧迫しないような状況で借入れをしていただいて、経営の維持もできるように、今後、優良系統を残す方向で、十分検討、研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、子牛が生まれて育てる牛舎が不足した場合には、多良岳材の間伐でもこの際思い切って、太良町ではこうやって寄附をするというか、差し上げるというか、そういうふうなこともやったらいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

当然、資材等についても安価な町内で調達できるもの、間伐材等、それから、業者にしても町内の業者の方を利用していただくというようなことで考えております。

○6番（川下武則君）

実際、子牛をするのに大体どれくらいの間伐材が要るものか、どれくらいの大きさが要るものか私自身わからないんですけど、それに対してどれくらいの量が要るものかおわかりですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

補助の申請というか、希望ですね、どれくらいの規模で建設をされるのかというところをとってみないと、現在のところわかりません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 請願第1号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第25 意見書第5号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第5号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

日程第26 意見書第6号

○議長（坂口久信君）

日程第26. 意見書第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第6号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

日程第27 意見書第7号

○議長（坂口久信君）

日程第27. 意見書第7号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第7号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第7号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任すること

に決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時39分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 巖

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄